

千葉県子ども未来局入札参加資格等審査会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、子ども未来局の所管に係る各種修繕及び業務委託（以下「業務委託等」という。）に関し必要な審査を行うため、子ども未来局入札参加資格等審査会及び幼児教育・保育部入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）を子ども未来局内に置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、1件あたりの設計金額（執行予定額。単価契約および契約期間が複数年度にわたる契約においては、契約期間中の執行予定総額。）が1,000万円以上の業務委託等に係る次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関する事
- (2) 一般競争入札及び希望型指名競争入札における入札参加資格の設定に関する事
- (3) 随意契約の相手方及び理由に関する事
- (4) 企画競争により行う理由及び参加資格要件の設定に関する事
- (5) 前4号に掲げるもののほか、業務委託等に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、審査会は、次の各号の規定に該当する場合には審査しない。

- (1) 施行決定を省略する場合（「千葉県決裁規程の運用について（依命通達）」等で省略するものとされている事項に該当する場合）
- (2) 別途審議会等により前項の規定と同等の審査を行った場合
- (3) 子ども未来局業務委託希望型指名競争入札実施要領第5条第2項により指名競争入札に切替える場合
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約に切替える場合

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

(職務)

第4条 審査会の委員長は、会務を総理する。

2 審査会の委員長に事故があるとき又は欠けたときは、別表において委員長の職務を代理する者として定めるものがその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 委員長は、委員にやむを得ない事情があるときは、所属する課の課長補佐を代理出席することができる。

4 審査会の審査は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、急施を要し、又は審査会の会議を開催することができないときは、委員に書面回議してこれに代えることができる。

6 委員長は、審査に必要があるときは、関係職員に対し必要な資料を提出させ、又は審査会に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、こども企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月6日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（審査会の組織）

名称	委員長	委員
こども未来部 入札参加資格等審査会	こども未来部長	こども企画課長 (委員長の職務を代理する者)
		健全育成課長
		こども家庭支援課長
		東部児童相談所長
幼児教育・保育部 入札参加資格等審査会	幼児教育・保育部長	幼保支援課長 (委員長の職務を代理する者)
		幼保運営課長
		幼保指導課長